



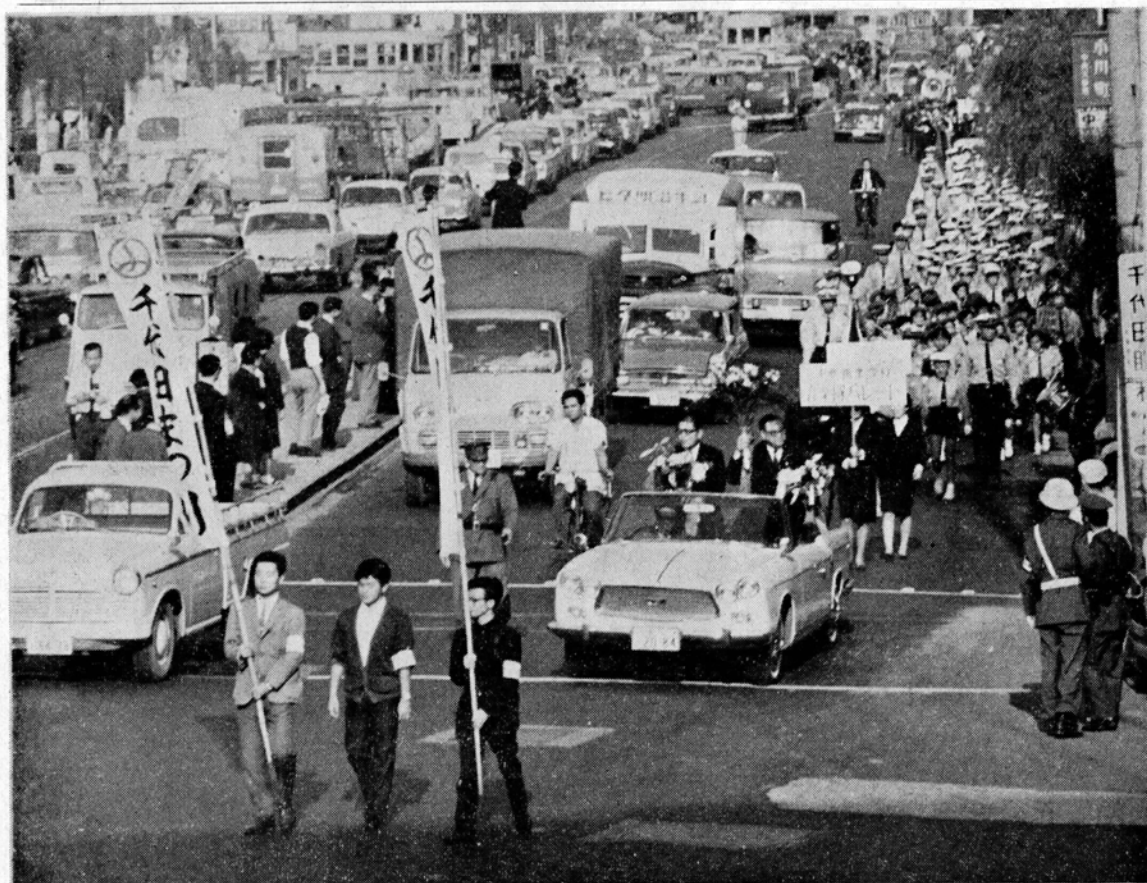
昭和39年10月8日発行

千代田区役所

TEL (261) { 0151
8531

区のおしらせ

No. 185



若人堂々のパレード

“千代田まつり”はなやかにひらかれる

10月3日午後2時30分から、オリンピック協賛“千代田まつり”の開幕をかざって、音楽隊パレードが、区長のオープンカーを先頭に行なわれました。これには、区海洋少年団の鼓笛隊をはじめ、区内中学校、大学のブラスバンド総勢650名の若人が参加して、オリンピック参加国旗でかざられた須田町から靖国神社までの都電通りを、堂々と行進しました。このほか、海洋少年団のカッター進水式が千鳥ヶ淵ボート場で、4、5日には、民謡のつどいが、5日からは、みこし展示会が靖国神社境内でそれぞれ行なわれました。

第四回区議会臨時会

区営住宅いよいよ実現へ

三億三千万円の補正予算など決まる

第四回区議会臨時会が9月28日から10月2日までの五日間開かれ、この臨時会では、今年遠山区長がかかげた「住みよい区政」の重要施策のひとつである区営住宅の建設費などを計上した補正予算、特別職報酬等審議会の答申にもとづく区長、助役、収入役の給与、区議会議員などの報酬を改正する条例、東神田地域の町の区域および名称の変更などの重要な議案が決まりました。

また、二名の教育委員選任の同意がなされました。
議決された主なもの
▽区役所の課に関する条例の一部改正
事務事業の企画、長期計画をたて、事務の近代化をはかるために企画調査課を新設
▽一般会計補正予算
総額三億三、三〇五万円で、区営住宅建設費として、七、二四三万円、道路改良費五、〇〇〇万円、区道くさく跡の復旧費として、三、六〇〇万円、錦華

神田・芳林小の屋内体育館建設費として、一億八〇〇万円など
▽区長、助役、収入役の給料および旅費条例の一部を改正する条例
報酬審議会の答申にもとずき提出されたが、委員会修正どおり、区長二十万円、助役十四万円、収入役十二万円に決まる。
▽区議会議員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例
報酬審議会の答申どおり、決まる。

▽行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
▽区教育委員会教育長の給与および勤務に関する条例の一部を改正する条例
▽町の区域および名称の変更について

▽教育委員選任の同意

小川誠一郎氏(神田錦町一、七)
井出嘉雄氏(大田区雪ヶ谷九〇二)

区議会審議状況

第四回千代田区議会臨時会

9月28日 午後1時 議事堂
第四回千代田区議会臨時会継続会

10月2日 午後1時 議事堂
総務委員会

9月29日 午前10時 第一議員
控室

9月30日 午前10時 第一議員
控室

10月2日 午前11時 第一議員
控室

9月29日 午前11時 五階会議
建設委員会

9月30日 午後1時 第一議員
控室

10月1日 午前10時 第一議員
控室

10月2日 午前10時 第一議員
控室

9月26日 午前10時 議長室
運営委員会

9月28日 午前10時30分 議長室
委員長会

9月28日 午前10時 議長室
議長室

10月8日 保田臨海学園を視察
文教委員会

答申各区を下回る

特別職報酬等審議会

千代田区特別職報酬等審議会で、9月26日、区長、助役、収入役の給料並びに区議会議員の報酬について、いずれも各区を下回って、つぎのように答申しました。

区長 十八万円
助役 十二万五千円
収入役 十萬五千円

議長 十二万円
副議長 十万円
区議会議員 八万円
常任委員長 九万円
副委員長 八万五千円

石川、柴田両区議が表彰される

10月1日の都民の日に、区議会議員の二氏が、都知事から表彰されました。

自治功勞者

石川 浩氏(神田豊島町九)

教育功勞者

柴田 直氏(神田司町二、一四)

教育委員長に大橋進氏

教育長に井出嘉雄氏

区教委では、10月1日午前10時から定例会をひらき、委員長の任期満了、教育長の退任にもとずく、選任の件などについて審議した結果、それぞれつぎのように決定しました。なお、これにさきだち、9月28日の区議会臨時会において同意された新教育委員が、10月1日区長から任命されました。

教育委員長 大橋 進氏
(前委員長職務代理者)

教育長 井出 嘉雄氏
(前都立羽田工高校長)

選管委員長に直江氏

区選管委では、10月3日委員会を開き、次のとおり委員長を決めました。

新 直江甲子三郎氏(神田和泉町一)

旧 坂井新平氏

公明選挙推進協議会の委員決まる

このほど、公明選挙推進協議会委員が、次のとおり決まりました。

会長 直江甲子三郎(選管委員長)

副会長 金丸孝義(選管委)

委員 関根欣三、坂井新平(以上選管委員)

西村宏一、高野健二(以上町会長代表)

杉田喜一郎(清水重翁(以上学識経験者))

森田ナツ、藤村ヤエ(以上婦人代表)

角地隆光、熊井 実(青年代表)

川村 久(区民課長)

以上敬称略



小川小の棒たおし

オリンピックムード がいっぱい

区立小学校の運動会

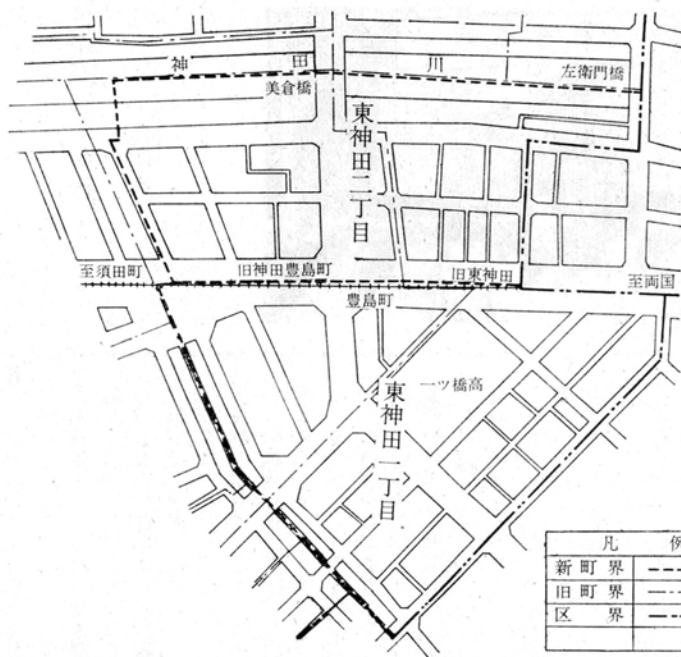


区立小学校の運動会が、9月27日の富士見、錦華、西神田、小川、芳林小の五校の運動会を皮切りにはじまりました。準備体操をすませ、こどもたちは赤勝て！白勝て！の応援と、父兄たちの声援を受けて、元気いっぱい、かけっこ、綱引き、棒たおしを競いました。年少のこどもたちが行なう遊戯には、思わずみんなにつこり。また、五・六年生たちが行なうマスメーム、体操競技などには、観覧席から拍手がわき起りました。今年は、オリンピックキヤーとあって、聖火リレー、五輪ぐり、五輪の輪をえがく遊戯などがプログラムに盛り込まれ、会場装飾も聖火台や、より速く、より高く、より強くのオリンピック標語が飾られ、オリンピックムード一色でした。

東神田地区の 新しい町割りと町名きまる

実施は40年1月1日から

9月28日よりひらかれた第四回区議会臨時会で、さきに住居表示審議会より答申されたとおり、右図のように新しい町割りと町名がきまりました。



凡 例	
新町界	-----
旧町界	-----
区界	-----



10月の野外こども会

12日 心法寺児童遊園
14日 竹平町
15日 錦町児童遊園
20日 築土神社
21日 淡路公園
22日 練成児童遊園
26日 芳林児童遊園
27日 同愛児童遊園

◆ 区民相談 ◆

(どなたもお気軽に)
ご利用ください。

法律

相談(四階区民相談室)
第一・第四水曜日 1時々4時借地借家・相続・法律
一般

商工

相談(四階区民相談室)
第一・三火曜日、第一
・四木曜日、1時〜4時 税務
・経理・金融・経営・商工一般

窓口

相談(二階区民相談室)
毎日(日曜、祝祭日は
除く)9時〜5時土曜日は正午
まで 区政に対する意見・要望
・日常生活のあらゆる相談

29日 佐久間公園
30日 平河町児童遊園
時間は、それぞれ午後2時から
老人のつどい

13日 神保町区民館
16日 和泉橋区民館
18日 神田公園区民館
20日 万世橋区民館

補充選挙人名簿の登録・申出はいつても
選挙法が
変わりました

このほど、公職選挙法の一部が改正されましたが、その主なものは次のとおりです。

▽選挙区と定数が変わる

人権

相談(四階区民相談室)
第二火曜日1時〜4時
人権・身上に関すること

行政

相談(四階区民相談室)
第一月曜日1時〜3時
国政・都政・区政に関すること

衆議院議員の定数が四八六名に
変わったため(いままでは、四
六六名)、衆議院の選挙区の定
数が変わりました。

新 東京都第一区

千代田、港、台東の三区。

定員三名

旧 東京都第一区

千代田、中央、港、新宿、

文京、台東の六区。

定員四名

うたい、踊り、意見発表をしあう
第一回青年のつどい開く

区青年団体協議会では、9月20日
午後0時30分から、「青年のつど
い」を西神田小で開きました。

これは、区内に住んでいる若人が
一カ所に集り、みんな仲良く歌を
うたい、踊りをおどり、意見を発
表しあい、楽しいひとときを過そ
うと、初めて開かれたものです。

この日、小雨にもかかわらず、約
百三十名の青年男女が参加し、出
光佐三氏の「日本人に帰れ」の講
演に耳を傾け、映画、歌、フォー
クダンス、民謡などで有意義なひ
とときを過していました。

また、区長杯争奪の意見発表には
若人らしい、希望にみちた、建設
的な意見が出され、佐藤欣一君

▽補充選挙人名簿の登録申出がで
きる制度
年令満二十才になった人、市
(区)町村の区域内に住所を移
した人は、いつでも、補充選挙
人名簿の登録申出ができる制度
が設けられました。

また、補充選挙人名簿の登録の
申請および申出は、本人だけが
できるものとなりました。



講演に耳を傾ける若人たち

区民のひろば

印鑑証明をとるには

問 私には、印鑑証明が必要です。

どうすればよいでしょうか。
住民登録はしてありますが、
印鑑登録はまだしてありませ
ん。

答 あなたは、まず印鑑登録を
してください。

印鑑登録をするには、住民登
録をしてなければなりません
が、あなたの場合すぐに印鑑
登録ができます。

手続きは、あなたの住んでい
る管轄の出張所で行ってくださ
い。印鑑登録申請書は、出張
所に備えてありますが、すで
に印鑑登録をしてある保証人
一人の連署保証が必要です。
但し、前住所の市(区)町村
長発行の本人印鑑証明書を添
えれば、保証人はいりません。
登録手続きをすませて、二、
三日たつと、あなた宛の意志
確認のながきが届きます。こ
のがきくと、登録したはんこ
をもって、出張所へいき、証
明書を受けてください(本人
が行けないときは、本人の委
任状をもった代理人でもでき
ます)